

平成22年度 第1回中部・北陸調査業協会合同教育研修会 報告書

【主催】：中部調査業協会

【協賛】：北陸調査業協会

【日時】：平成22年07月29日（木曜日） 13時30分～18時30分

【場所】：じゅうろくプラザ（岐阜市文化産業交流センター）5F 小会議室1

【プログラム及び研修内容】

参加者全員に各研修内容の資料及び簡易テキスト（メモ記入欄含む）を配布し、以下研修会を実施。



○開会の辞 13:30～13:35

中部調査業協会 名誉会長 堀江俊道

○主催者挨拶 13:35～13:40

中部調査業協会 会長 西橋和久

司会：中部調査業協会 理事 近藤かえで

●1時限目 13:40～14:30 「探偵業法」について

講師：しるべ総合法律事務所弁護士 原田 彰好氏

講義内容：「探偵業法」について、特に重要である 探偵業法の概要、重要事項の説明及び契約時に必要な書面等詳細に説明、また探偵業に関わる「消費者契約法」についても講義。

業務遂行上、映像取得場所や張込み場所、裁判時に認められるであろう映像など、実際の事例を基に法的影響や探偵業者事件の実例公開と見解について講義。

また、弁護士側からの見解として、離婚が増加している現況、探偵の必要性需要が増えてきていると報告された。

今後も、研修会等を通じて誠実である業者が多くあることを望むとのこと。

●2時限目 14:40～15:30 社団法人日本調査業協会のあり方と今後について

講師：中部調査業協会 会長 西橋和久氏

講義内容：社団法人日本調査業協会 自主規制及び、不適切広告表現自主規制について詳細に説明され、社団法人日本調査業協会4つの事業活動について講義。
また、今後の公益法人に向けての現況報告をされた。
今後の活動について、教育研修会、組織の整備、抗議・苦情などの一掃など会員のみならず、今後の業界の発展と向上に努めるよう講義。
今後の業界を見据え、協会への加盟の重要性を明確に講義された。

● 3時限目 15：40～16：30 探偵業法施行後の実態及び今後の課題について

講師：岐阜県警察本部

生活安全部参事官兼課長 警視 遠藤伸治氏

生活安全総務課課長補佐 警部 小森忠光氏

講義内容：警視 遠藤伸治氏より

犯罪情勢等の説明。

探偵業者による料金・報告内容についてトラブルが多く、最近では別れさせ屋についても問題になっている現状を報告。

業務運営適正化の為の「探偵業法」であることを心得て欲しいと説明された。

警部 小森忠光氏より

業法違反件数（行政処分57件／全国など）、探偵業以外での探偵業者の違反内容（住居不法侵入、名誉毀損など）と件数について報告。

「探偵業法」についての詳細説明後、「今後の課題・お願い」として以下内容を自覚し業務に従事して欲しいと呼びかけた。

① 説明不足・・・できることできないことを明確に説明。（ご依頼者が納得できる調査結果と料金）

② 探偵業法施行について・・・権限が与えられた訳ではない。

届出について変更については10日以内に申請。

③ その他法律の勉強・・・尾行（つきまとい行為になる可能性）

盗聴（電波通信法）など

業務遂行上、関わる可能性のある法律を知って頂きたい。

● 4時限目 16：40～17：30 探偵業指導事例（立入時の対応について）

講師：中部調査業協会 副会長 北村太郎氏

講義内容：探偵業法に基づき、事例を基に詳細に説明。

ご依頼者様との契約締結前・後に、書面を交付し説明する義務のある事項を明確に説明と確認の講義。

また、調査現場についても事例を上げ、探偵業を遂行するにあたり法令を遵守し、職務を誠実に行なうよう説明。

● 5時限目 17：40～18：10 会員活動と現状（広報・増強活動等について）

講師：中部調査業協会 理事 新田友紀氏

講義内容：会員活動の現状として、月次定例会での内容、研修会についての報告。

また、支援事業と広報活動としてHPの強化、全国の会員との相互関係の構築など、協会加盟の必要性について現状報告と説明。

- 研修修了証授与 18：10～18：20 中部調査業協会 会長 西橋和久
- 閉会の辞 18：20～18：30 北陸調査業協会 会長 筋生 昇

報告書作成：中部調査業協会 理事 近藤かえで